

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月から39年9月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨、回答を受けた。

私は、昭和35年ころにA町にあったB社に勤務し、その後は出稼ぎに行っていたが、私の母親が毎年12月に町役場へ現金を持参して、国民年金保険料をまとめて納めていた記憶がある。

また、父が60歳になる時に、父母が町役場で数年分まとめて13万円くらい納付した記憶もある。

私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和41年2月28日以降に払い出され、36年5月14日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、その払出時点では、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする母の国民年金納付記録を見ると、申立人の父母の国民年金手帳記号番号は昭和42年1月30日以降に連番で払い出され、36年4月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、その払出時点では、申立人と同様に申立人の父母も申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

しかしながら、申立人の父母の国民年金納付記録を見ると、いずれも

昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達（父は 50 年、母は 56 年）するまで国民年金保険料をすべて納付済みとなっていることが確認できることから、申立人は、「亡き父が 60 歳になる時に、父母が A 町役場で数年分をまとめて 13 万円くらい納付した記憶がある。」と供述していることから、当該保険料の納付は、亡き父の誕生日から第 2 回特例納付時期と思われるが、特例納付を行った場合に作成されるべき国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在せず、当時の行政側の記録管理に不手際があったことがうかがわれる。

また、申立人は、「父母が町役場で 13 万円納付した。」と供述しているところ、A 町では、「当時は手書きの特例納付書を渡していた。」と回答している上、当該国民年金の保険料納付額は、申立人及び父母の三人が第 2 回特例納付を行った場合の保険料額に近い金額であることから、申立人の供述に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、「母がいつも家族の国民年金保険料を一緒にまとめて納めていた。生活費等は母が管理しており、生活に特に変化は無かった。」と述べているところ、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、父母は申立期間を含めて保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられ、その主張は基本的に信頼できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年3月まで
申立期間について、社会保険事務所(当時)に記録照会したところ、申立期間は国民年金の未加入期間であるとの回答であった。

私が保管している昭和45年4月21日発行の国民年金手帳には、39年*月*日に強制加入被保険者資格を取得している記録が記載されている上、亡き義父が納税組合に二人分(私と義母)の国民年金保険料を間違いなく納付していたことから、申立期間の免除を申請するはずがないので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)等を見ると、申立人は、婚姻後の姓により、昭和40年2月26日に国民年金手帳記号番号が払い出され、39年*月*日に遡^{そきゅう}及して国民年金の強制加入被保険者資格を取得し、その後同年10月1日に被保険者資格を喪失し、40年4月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間とされている。

しかしながら、オンライン記録の国民年金被保険者資格記録変更履歴を確認したところ、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったため、昭和60年12月17日付けで遡^{そきゅう}及して資格記録が訂正及び追加されたことにより、申立期間が申請免除期間から国民年金の任意加

入期間における未加入期間とされていることが確認できることから、本来であれば、婚姻後の国民年金の加入手続時において、国民年金の任意加入被保険者とすべきところを強制加入被保険者とするなど行政側の事務処理の不手際がうかがわれる。

また、申立人は昭和 39 年 8 月から国民年金に加入し、満 60 歳に到達するまで、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、「亡き義父が納税組合に二人分（私と義母）の国民年金保険料を間違いなく納付していたことから、申立期間の免除を申請するはずがない。」と述べているところ、申立人が所持している A 市国民年金手帳保管証の写しにより B 納税組合が保険料を集金していたことが確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び当時の A 市国民年金被保険者名簿を見ると、昭和 39 年 8 月及び同年 9 月の保険料が納付済みであることが確認できることから、申立期間の保険料は納付可能な期間であったものと考えられ、継続して申立期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

加えて、亡き義父が納税組合に二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、義母の保険料は申立期間を含めてすべて納付済みである上、申立人とその夫によると、申立期間の前後を通じて生活状況に特に変化は無く、夫は会社員、亡き義父は自営業での収入があったとしており、申立人の申立期間の保険料のみを納付していない特段の事情もうかがわれない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年7月まで
② 昭和62年1月から63年11月まで
③ 平成2年1月から5年5月まで
④ 平成5年6月
⑤ 平成6年1月
⑥ 平成6年4月から同年8月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

国民年金保険料は私の妻が国民年金保険料納付書で夫婦の保険料を一緒に銀行等に納付していた。

また、納付が遅れた場合は社会保険事務所（当時）から納付書をもらい過年度納付をしていた記憶があるので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、申立期間が1か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間前後の国民年金保険料について、妻が夫婦二人分を一緒に過年度納付していたと主張しているところ、申立人の妻が所持している領収証書により、夫婦共に同一日に毎月保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立期間⑥のうち平成6年4月の国民年金保険料については、申立人は、前記と同様に妻が国民年金保険料を過年度納付していると主

張しているところ、申立人の妻が所持している領収証書により、当該申立期間の直前までは毎月夫婦二人分の保険料を、申立期間⑥のうち同月は妻の分の保険料が過年度納付されていることが確認できる。

一方、申立期間①から④までについては、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も未納である上、平成7年8月28日に初めて過年度納付が行われた時点では、当該申立期間のすべてが時効により保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立期間⑥のうち平成6年5月から同年8月までの国民年金保険料については、当該期間に係る申立人の領収証書も無い上、過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及び申立人の妻が申立期間①から④までの期間及び申立期間⑥のうち平成6年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年1月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から63年3月まで
② 昭和63年11月
③ 平成2年1月から5年5月まで
④ 平成5年6月
⑤ 平成6年1月

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

国民年金保険料は私が国民年金保険料納付書で夫婦の保険料を一緒に銀行等に納付していた。

また、納付が遅れた場合は社会保険事務所（当時）から納付書ももらい過年度納付をしていた記憶があるので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、申立期間が1か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間前後の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に過年度納付していたと主張しているところ、申立人が所持している領収証書により、夫婦共に同一日に毎月保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

一方、申立期間①から④までについては、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も未納である上、申立期間前後はいずれも未納又は第3号被保険者期間となっており、申立人が

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を平成7年8月28日に初めて過年度納付した時点では、当該申立期間のすべてが時効により保険料を納付できなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで
申立期間について、社会保険事務所(当時)に記録照会したところ、国民年金保険料が未納であるとの回答であった。

私は、昭和 42 年ころから A 町役場や B 銀行 C 支店で国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の 9 か月のみが未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間であるとともに、申立人は昭和 40 年 12 月ころに国民年金の加入手続を行って以降、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付済みである上、平成 14 年度からは保険料を前納しているなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、オンライン記録から、第 3 号被保険者期間を除く国民年金保険料納付済期間はすべて現年度納付していることが確認できる上、申立期間に係る保険料の納付方法及び納付場所等の申立人の記憶は具体的であり、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人とその夫によると、申立期間の前後を通じて生活状況に特に変化は無かったとしており、夫は会社員で、収入も多かったとしていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情もうかがわれない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 541(事案 89 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から50年1月まで
国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。
申立期間の国民年金保険料は、A市役所にすべて納付していた。納付記録では申立期間の前後ともすべて納付済みであり、内職の収入もあったことから、申立期間の全期間が未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が所持している国民年金手帳の昭和40年4月から41年3月までの国民年金印紙検認記録欄には検認印が押されておらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いこと、ii) 申立期間について、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから、制度上、申立人は、国民年金に任意で加入する期間となるが、社会保険庁(当時)及び市町村の記録において未加入とされていることから、保険料は納付できなかったものと推認されるほか、申立期間と同様に申立人の夫が厚生年金保険に加入していた38年1月から39年10月までの期間も、申立人は国民年金に任意加入しておらず、未加入となっていること、iii) 申立期間は9年以上と長期間である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年4月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時内職の収入が相応にあったことから、申立期間のすべてが未納であることは納得できないとして再申立てを行

っている。

しかしながら、申立人は昭和38年1月26日（平成8年4月に昭和38年1月10日に記録訂正）に国民年金被保険者資格を喪失し、39年11月1日に国民年金被保険者資格を再取得し、40年5月1日に国民年金被保険者資格を喪失している。その後、昭和49年12月18日以降新たに申立人に払い出された国民年金手帳記号番号により（後日、国民年金手帳記号番号の重複払出しが判明し、当該記号番号は取消し。）50年2月1日に国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立期間において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す新たな関連資料の提出も無いなど、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 30 日から 36 年 2 月 28 日まで
私が所持している船員手帳には、乗船していた記録があることから、船員保険料を天引きされていたはずなので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持している船員手帳に雇入契約の記載があることから、申立人がA丸に乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、船員保険船舶所有者名簿に、申立期間当時、申立人を雇入れたとされる船主の氏名が見当たらないことから、申立期間において、当該船舶が船員保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

また、当時の船主は所在不明であることから、申立人の勤務実態や船員保険料の控除等についての関連資料及び証言を得ることはできない。

さらに、申立人が元同僚として名前を挙げた3名のうち2名は申立期間の船員保険の加入記録が無く、このうち連絡の取れた1名は、「申立期間にA丸には乗船していない。」と述べているほか、他の1名は、氏名を検索したが、該当者が見当たらず、申立人も「友人ではあるが、A丸には乗船していない。」と供述している。

加えて、船員手帳に記載のある船長について、オンライン記録を確認したところ、申立期間に係る船員保険の加入記録は見当たらない上、同人に電話聴取したものの、申立人の名前及び船員保険の加入について、「申立人の名前に記憶は無い。船員保険については、分からなくなった。」と述べて

おり、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。